

ハローワーク 京都だより

平成24年

1月

No.174 (通巻208号)
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース



京都北部では初 子育てをしながら、仕事を探しているあなたを応援します

ハローワーク福知山



マザーズコーナーを開設しました!!

(平成23年6月16日開設)



特集 新卒応援

特 集

お 知 ら せ

調 査

も
く
じ

- 2 新年のご挨拶 京都労働局長 小池 國光
- 3 奨励金制度の実施期間を延長しました!
- 4 新卒応援ハローワーク「開設1年2,100人超が就職!!」
- 6 平成24年3月新規学校卒業予定者等の学生・生徒の求人申込を!!
- 7 雇用促進税制がスタートしました!!
- 8 「ジョブカード」を採用面接に取り入れませんか
- 9 労働保険関係手続の電子申請が変わりました!
- 10 「かめおかパートバンク」が「ハローワークプラザかめおか」として生まれ変わりました
- 11 平成23年京都府内の障害者の雇用状況について
- 12 平成23年京都府内の高齢者の雇用状況について
- 13 平成23年度第2回障害者就職面接会
- 14 京都府最低賃金が改定されました
- 16 ①京都労働局のHPがリニューアル ②平成24年経済センサス活動調査
- 16 最近の雇用失業情勢



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



京都労働局 HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



新年のご挨拶

京都労働局長 小池 國光

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに平成24年の新春を迎えられたことをお慶び申し上げます。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災は、我が国に未曾有の被害をもたらし、10か月経過した現在においても多くの方々が避難生活を余儀なくされておられます。被災された皆様には改めてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い本格的な復興への希望のある年になるよう祈念申し上げます。

また、昨年9月には台風の影響で和歌山県及び奈良県に大きな被害が発生しました。さらには、タイにおける洪水では、京都府内の企業を含む多くの日本企業が被害にあっております。自然災害の脅威を改めて認識したところであり、被災された方々に対して心からお見舞い申し上げます。

さて、我が国の経済状況でございますが、景気は、東日本大震災等の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直しているとされております。しかしながら、先行きにつきましては、電力供給の制約、欧州経済危機及びタイの洪水等を背景とした海外景気の下振れや円高などの懸念材料があり、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることに注意が必要であります。

さらには、失業率の高止まりや非正規労働者の増大に見られるように日本社会が二極化しつつあり、格差の問題が強く意識されるようになっております。今後の社会保障制度や産業基盤の維持にも影響を与えるとされており、そのための対応策として雇用の確保が何よりも大切であることが改めて認識され、加えて昨年の災害からの復興、とりわけ生活再建のためには、働く場の確保が重要な支援であることが明らかになったところです。

京都府内の有効求人倍率は、平成23年11月が、0.69倍となり、緩やかな回復傾向を示していますが、平成20年9月のリーマン・ショック前の水準までは回復しておらず厳しい状況が続いております。

京都労働局といたしましては、雇用調整助成金等を活用した雇用維持支援や京都府、京都市をはじめとする関係機関と連携して求職者の方々等に対して就職支援等の対策を講じております。

さらに、京都府と共同で平成21年8月に発足させた「京都求人開拓特別推進チーム」を活用して求人の総量確保を図るとともに新規学校卒業予定者のための求人確保も鋭意取り組んでいるところです。

昨年10月からは、雇用保険を受給できない求職者が職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度として「求職者支援制度」が開始されました。京都労働局におきましても「求職者支援室」を設置し、円滑な制度運営に取り組むこととしたところであり、ハローワークを中心に制度を活用した就職促進に取り組んでまいります。

また、厳しい就職環境にある新卒者に対して、平成22年9月に設置した「京都新卒応援ハローワーク」を中心に府内の各ハローワークにおいてジョブ・サポーター等による個別支援などにも積極的に取り組んでいるところであります。

本年におきましても、昨年に引き続き全力で求人確保に取り組むとともに、求職者支援制度を活用し、能力開発を通じた早期再就職支援や新規学卒者を含めた若年者対策、障害者の就職促進及び65歳までの雇用確保措置の定着促進等を一層推進してまいります。



3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金・ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の 申請をされる事業主の皆さまへ

奨励金制度の実施期間を延長しました！

上記2つの奨励金は、学校卒業後安定した仕事に就いていない若者の就職促進を図るため、3年以内既卒者を雇い入れた事業主に対して奨励金を支給するものです。
この奨励金制度は、平成23年度末までの時限措置でしたが、震災や円高の影響により、今後も厳しい就職環境が継続する可能性が高いことから、実施期間を延長しました。

	基本(特例措置以外)	東日本大震災特例措置
延長内容	平成24年6月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります(※3)	平成25年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成25年4月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります(※3)
3年以内既卒者 (新卒扱い) 採用拡大奨励金 平成21年3月以降に大学等(※1)を卒業後、安定した就労経験がない人が対象	正規雇用から6か月定着した場合に、 100万円支給 (奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で 1事業所1回限り)	「震災特例専用求人(※2)」を提出し、対象者を雇い入れ ➔ 正規雇用から6か月定着した場合に、 120万円支給 雇用保険適用事業所単位で 1事業所最大10回(震災特例対象者10人) まで支給が可能
3年以内既卒者 トライアル雇用 奨励金 平成21年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労経験がない人が対象	有期雇用(トライアル雇用)期間(原則3か月) : 1人につき月額10万円、 正規雇用から3か月後 : 50万円支給	「震災特例専用求人」を提出し、対象者を雇い入れ ➔ 正規雇用から3か月定着した場合に、 60万円支給

※1 「大学等」とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校などをいいます。

※2 「震災特例専用求人」とは、被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した奨励金対象求人をいいます。

※3 平成21年3月1日から平成22年2月28日までに卒業し、安定した就労経験がない人については、平成24年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月31日までに雇用される必要があります。

- 各奨励金とも、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしていて、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた人が対象となります。(ハローワークまたは新卒応援ハローワークから紹介を受ける前に、対象者を雇用する取り決めをしている場合は、支給対象になりません)
- 雇用開始日の前日から起算して過去3年間に、その労働者を雇用したことがある場合(アルバイトなど短期雇用も含む)は、支給対象になりません。
- 平成23年11月20日以前に奨励金対象求人への紹介を受けている場合には、平成24年3月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。

奨励金の支給には、このほかにも一定の要件があります。奨励金制度を利用される前に必ず、お近くの都道府県労働局、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



京都新卒応援ハローワーク

ハローワーク西陣 烏丸御池プラザ 若年相談コーナー

平成22年9月24日開設

開設1年2,100人超が就職!!

(H22.9.24~H23.8.31)

ハローワーク西陣 烏丸御池プラザ「若年相談コーナー」は、平成22年9月24日から「京都新卒応援ハローワーク」として新たなサービスメニューを加え、下記のような内容で学生の就職活動を支援するとともに、大卒等求人票の公開や学生職業総合支援センターのホームページから、学生に求人情報等の提供サービスを行っております。

新規大学等卒業予定者を対象とする求人のお申込など、事業主の皆さまのご支援、ご協力なしには現下の若年者の厳しい就職状況の解決はございません。

京都新卒応援ハローワークとしましては、今後も継続的に若年者の援助を行ってまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力よろしくお願いいたします。

★個別相談プログラム★

専任の
ジョブサポーターによる
予約制・担当制の相談。

★個別支援セミナー★

大学等卒業予定者対象に
面接対策等のセミナーを実施。
(火・水 15:00~)

★職業相談・職業紹介★

「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」・「3年以内既卒者採用拡大奨励金」を活用した効果的な仕事の紹介。

★情報提供★

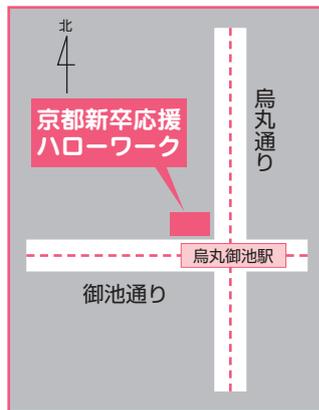
卒業後3年以内の既卒者の方が
応募しやすい求人の情報や
イベント情報等をご自宅に郵送。

正社員として働いた経験がない（あっても少ない）
フリーターの方等 35歳未満の若年者についても、
これまでどおり利用が可能。





「京都新卒応援ハローワーク」
の相談ブースの状況
(平成23年11月28日)



お問い合わせ先
ハローワーク西陣 烏丸御池プラザ
〒604-0845
京都市中京区烏丸御池上ル北西角
明治安田生命京都ビル 1F
Tel 075-256-8609
Fax 075-256-8686
●開庁時間：8：30～17：15
(土・日・休祝日・年末年始は休み)

平成24年3月 新規学校卒業予定者等の 学生・生徒の求人申込を!!

来春新規学校卒業予定者の就職内定状況は、全国で大学等卒業予定者が59.9%（10月1日現在）、京都府では京都労働局独自調査において43.8%と、約15,000人の学生が未内定という状況であり、また、高校卒業予定者は9月末現在で41.5%、京都府では48.1%となり非常に厳しい状況となっています。

また、いったん卒業すると新卒枠への応募機会が極めて限定されるため、既卒者の就職環境もますます厳しさを増しています。

このため、京都労働局では、「京都新卒応援ハローワーク」（P.4参照）を設置するなど、新規学校卒業予定者等の就職支援を積極的に行っているところです。

つきましては、希望を抱き社会人として巣立とうとしている学生・生徒並びに卒業後も就職活動をしておられる方が一人でも多く就職できますよう、是非、ハローワークに求人をお申込いただきますようお願いいたします。

all KYOTO
新卒等就職面接会 series
就活ネバーギブアップ宣言!

伝言板
○新卒応援ハローワークで面接会直前対策実施中!
○学生職業総合支援センター (http://job.gakusei.go.jp) で日本全国の面接会の情報を提供中!!
○ハローワークで就活しよう

Winning Ticket
就職履歴
新社会人

就職内定号

新社会人 駅

内定直行面接会 (主催: 京都府)
日 程: 平成23年12月13・14日
会 場: 京都テルサ
場 所: 京都市南区下鴨田町

就職先発見! 大学生等就職面接会 (主催: 京都府・産学協)
日 程: 平成23年12月21日
会 場: 京都職業会館
場 所: 京都市下京区西条通渡辺町

「京のまち企業訪問」合同企業説明会 (主催: 京都市)
日 程: 平成24年1月18日
会 場: 京都市勤労センターこめっせ
場 所: 京都市左京区岡崎

平成23年度 第2回 就職発見フェア in 京都 (主催: 京都府労働者協会、京都府地域経済振興事業)
日 程: 平成24年2月9日
会 場: 京都テルサ
場 所: 京都市南区下鴨田町

第2回 ジョブカフェ・ワークフェア (主催: 京都府)
日 程: 平成24年1月23日
会 場: 京都テルサ
場 所: 京都市南区下鴨田町

京都新卒者就職応援本部、京都労働局・ハローワーク、京都府、京都市、京都経営者協会

お問い合わせ先 京都府内のハローワーク求人担当部門

ご利用は、すべて無料です。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ○京都西陣 (075) 451 - 8632 | ○木 津 (0774) 73 - 8609 |
| ○園 部 (0771) 62 - 0246 | ○福 知 山 (0773) 23 - 8609 |
| ○京都七条 (075) 341 - 5505 | ○綾 部 (0773) 42 - 8609 |
| ○伏 見 (075) 602 - 8609 | ○舞 鶴 (0773) 75 - 8609 |
| ○宇 治 (0774) 20 - 8609 | ○峰 山 (0772) 62 - 8609 |
| ○京都田辺 (0774) 65 - 8609 | ○宮 津 (0772) 22 - 8609 |

雇用促進税制がスタートしました!!

1 税制優遇制度の概要

- ◆ 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度(以下「適用年度」といいます。)*¹において、雇用者増加数5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用増加割合*²10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除*³が受けられます。

※1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年

※2 雇用増加割合 = $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

※3 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります。

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◆ 青色申告書を提出する事業主であること
- ◆ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ◆ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること
- ◆ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額*¹以上であること
- ◆ 風俗営業等*²を営む事業主ではないこと

※1 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額
+ 前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%

※2 風俗営業及び性風俗関連特殊営業

3 事務手続

1. 事業年度開始後2カ月以内に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワーク*へ提出してください。
→ハローワークが従業員の新規採用を支援します。
2. 事業年度終了後2カ月以内(個人事業主については3月15日まで)に、ハローワーク*で雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。確認を求めてから返送まで約2週間(4~5月は1カ月程度)を要しますので、確定申告期限に間に合うようご注意ください。
3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告等に添付して、税務署に申告してください。

※ 事業主の主たる事業所(連結納税制度を適用している法人の場合は、連結親法人の主たる事業所)の所在地を管轄するハローワークを指します。

雇用促進計画の作成・確認などについては、本社・本店を管轄する労働局またはハローワークまで、
税額控除制度については、最寄りの税務署までお問い合わせください。



「ジョブ・カード」を 採用面接に取り入れませんか



「ジョブ・カード」とは、正社員採用やキャリア・アップを目指す求職者が、キャリア・コンサルティングや職業訓練を受けながら作成する就職活動のための書類ファイルで、『履歴シート』『職務経歴シート』『キャリアシート』『評価シート』からなっています。履歴はもちろん、これまでの職務の中で得られた知識・技能、自己PR、就業に関する目標・希望、職業訓練を受けた場合は修了後の能力評価…などが具体的に詳しく記載されています。求職者の人物評価をいろいろな面から行うためのツールとして、ぜひ、ジョブ・カードを採用面接の応募書類にご活用ください。

ジョブ・カードの特徴

✓求職者の仕事に対する意欲がわかります。

求職者は、ジョブ・カード作成過程できめ細かなキャリア・コンサルティングを受け、自分の強み、仕事の目標・希望などを明確にしています。



✓登録キャリア・コンサルタント^(※)のコメントがあります。

『キャリア・シート』には、仕事やキャリア・アップに取り組む姿勢などがわかりやすく書かれています。(キャリア・シートの提出は求職者の任意になります)

(※) ジョブ・カード交付のための専門講習を受け、厚生労働省等に登録されたキャリア・コンサルタント



✓自社が求める職業能力を持っているか判断する際の参考になります。

求職者がジョブ・カードを活用した職業訓練で企業実習を行った場合、訓練を実施した企業が、社会人としての基礎力(ビジネスマナーなど)、職務に必要な技能・技術などを『評価シート』で細かく評価しています。



「ジョブ・カード普及サポーター企業」として登録しませんか

「ジョブ・カード」をより多くの企業に知っていただき、採用面接などへの活用機会を増やしていくため、「ジョブ・カード普及サポーター企業」を募集します。ジョブ・カードを採用面接の応募書類として活用することにご協力いただける企業の皆さま、ぜひ登録をお願いいたします。登録いただいた企業名などは、希望により厚生労働省のホームページで公表します。

登録方法については、お近くのジョブ・カードセンター、サポートセンターにお尋ねください。

なお、ジョブ・カード普及サポーター企業の登録は無料です。

◆ジョブ・カード普及サポーター企業として、ご協力いただく事項◆

- ① ハローワークでの求人申込の際は、応募書類として、「ジョブ・カード」を指定していただくか、履歴書・職務経歴書以外に「ジョブ・カードも可能である旨」を記載した上で求人申込をしてください。
- ② 今後の施策の参考とするため、活用状況やジョブ・カードに対するご意見などについてのアンケートなどにご協力をお願いする場合があります。

企業での訓練実施、ジョブ・カード普及サポーター企業についてのお問い合わせ先

京都府地域ジョブ・カード(サポート)センター
京 都 商 工 会 議 所 ☎075-257-0020
福 知 山 商 工 会 議 所 ☎0773-22-2108



労働保険関係手続の 電子申請が変わりました！



新規

1 「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」の手続に係る電子申請の実施について

雇用保険関係手続につきましては、これまでの手続に加え、新たに、「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」の手続について、平成23年11月28日（月）から電子申請による受付を開始しました。

これに伴い、「雇用保険被保険者資格喪失届」と「雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）」を併せてハローワークに提出した場合の返戻書類である「離職票－1」、「資格喪失確認通知書（被保険者用）」、「資格喪失確認通知書（事業主通知用）」、「離職票－2」及び「離職証明書（事業主控）」については、従来は、郵送等により通知していましたが、「電子公文書」で通知することが可能となりました。

新規

2 雇用保険関係手続に係る返戻書類の電子公文書による返戻対象の拡大について

従来、以下の雇用保険関係手続に係る審査終了時の返戻書類については、郵送等により通知していましたが、これらについても、平成23年11月28日（月）から電子公文書での返戻が可能となりました。

- (1) 「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」の提出及び「高年齢雇用継続給付」受給資格確認
- (2) 「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」の提出及び「高年齢雇用継続給付受給資格」確認・「高年齢雇用継続給付」（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）の申請（初回申請）
- (3) 「雇用保険育児休業給付」（育児休業給付金）の申請（初回申請）
- (4) 「雇用保険介護休業給付」（介護休業給付金）の申請

e-Gov 電子申請システムに関するお問い合わせ窓口

- | | |
|---------------------------|---|
| ▶ 電子政府利用支援センター | 9:00～19:00（土・日・祝日を含む） |
| ▶ ナビダイヤル ※全国一律市内通話料金 | ☎0570-041041 |
| ▶ IP電話・PHSをご利用の場合 ※通常通話料金 | ☎03-5339-6512 |
| ▶ e-Gov ホームページ | http://www.e-gov.go.jp/ |

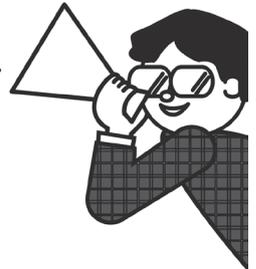
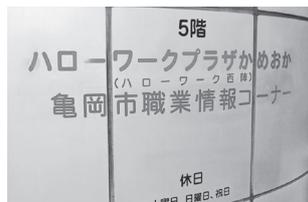


お仕事をお探しのみなさんへ

ハローワーク西陣からのお知らせです

平成 23 年 4 月 1 日から 「かめおかパートバンク」が 「ハローワークプラザかめおか」 として生まれ変わりました

これまでは主にパートのお仕事をお探しの方のハローワークでしたが、
これからはフルタイム（正社員）のお仕事をお探しの方もご利用いただけます



「ハローワークプラザかめおか」の業務内容

- ・ お仕事の相談、お仕事の紹介
- ・ フルタイム、パートタイムの求人情報の提供
(求人情報提供端末4台設置、亀岡・南丹地域の求人ファイルの展示)
- ・ 職業訓練情報の提供

ハローワークプラザかめおか

〒621-0805

亀岡市安町中島100 スカイビル5F

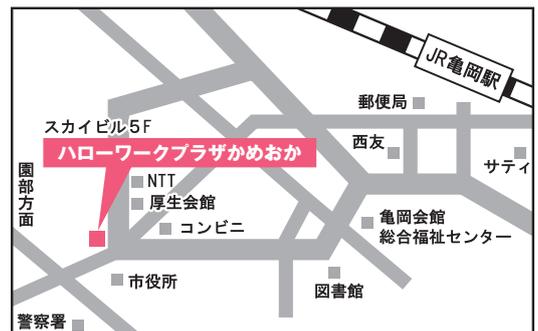
TEL : 0771-24-6010 FAX : 0771-21-2322

開所時間/8:30~17:00 (土・日・休祝日・年末年始は休み)

【交通】京阪京都交通バス「亀岡市役所前」下車すぐ

駐車場はありませんので、公共の交通機関をご利用ください

※「ハローワークプラザかめおか」では、求人の受理、雇用保険の各種手続、職業訓練の受講申込は行っておりません。申し訳ありませんが、ハローワーク園部で手続きいただけますようお願いいたします。



平成23年 京都府内の障害者の雇用状況について

京都労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、身体障害者、知的障害者の雇用義務がある事業主等から、平成23年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況を求め、これを取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

1 民間企業の障害者の雇用状況

障害者雇用率は1.78%

法定雇用率1.8%が適用される、常用労働者数56人以上規模の報告企業数は、1,429社(前年1,358社)となりました。

実雇用率は、**1.78%**(前年1.82%)となりましたが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、前年と単純に比較することは適当ではない状況にあり、仮に改正前の制度に基づき、実雇用率を推計すると1.91%程度となっています。

法定雇用率達成企業の割合は**48.1%**(前年49.5%)、達成している企業数は688社(前年672社)となっています。

雇用されている障害者数は、身体障害者が4,988.0人(前年5,151人)、知的障害者が1,242.5人(前年1,214人)、精神障害者が175.5人(前年141.0人)となっています。

2 地方公共団体の障害者雇用状況

京都府の全ての機関が法定雇用率を達成

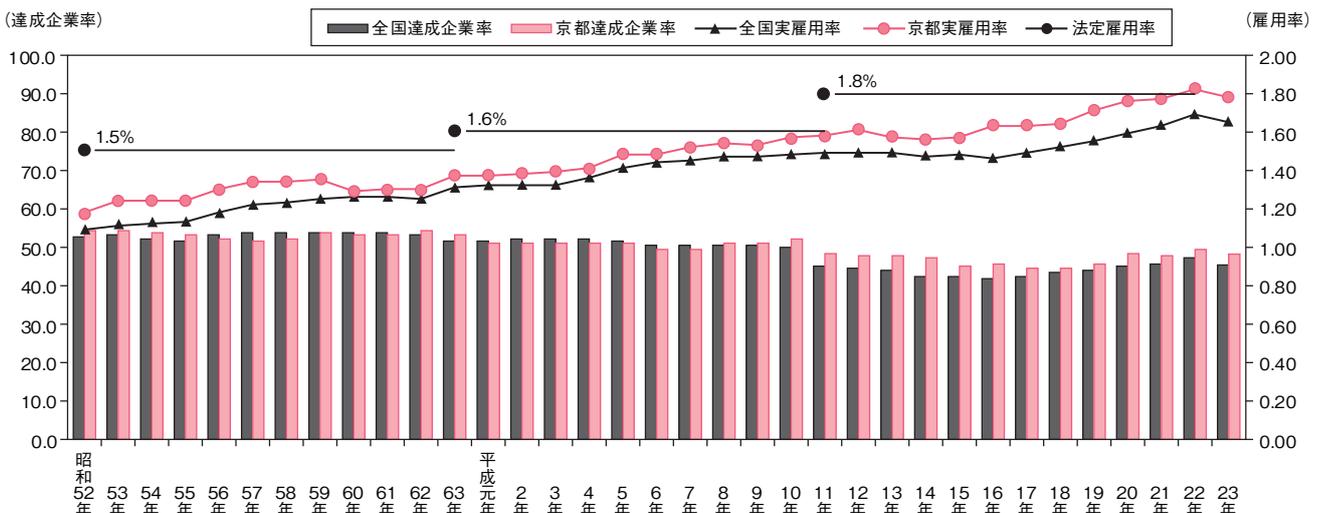
法定雇用率2.1%が適用される、京都府の機関(京都府教育委員会を除く)の実雇用率は**2.73%**(前年2.80%)となりましたが、平成22年7月に制度改正があったため、前年と単純に比較することは適当ではない状況にあり、仮に改正前の制度に基づき、実雇用率を推計すると2.81%程度となっています。

法定雇用率2.0%が適用される京都府教育委員会の実雇用率は2.13%(前年2.16%)で、改正前の制度に基づき推計した場合も2.13%程度となっています。

市町村等の実雇用率は、2.26%

市町村等の機関の実雇用率は**2.26%**(前年2.30%)で、改正前の制度に基づき推計した場合は2.49%程度となっています。

一般の民間企業における障害者実雇用率及び雇用率達成企業割合



お問い合わせ先

京都労働局職業対策課 ☎075-275-5425

平成23年 京都府内の高年齢者の雇用状況について

(平成23年6月1日現在の高年齢者雇用状況)

京都労働局では、高年齢者の雇用状況について、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、平成23年6月1日現在の報告を求め、常用労働者数31人以上規模の企業2,667社の状況を集計しました。その概要は以下のとおりです。

1 「高年齢者の雇用確保措置」の状況

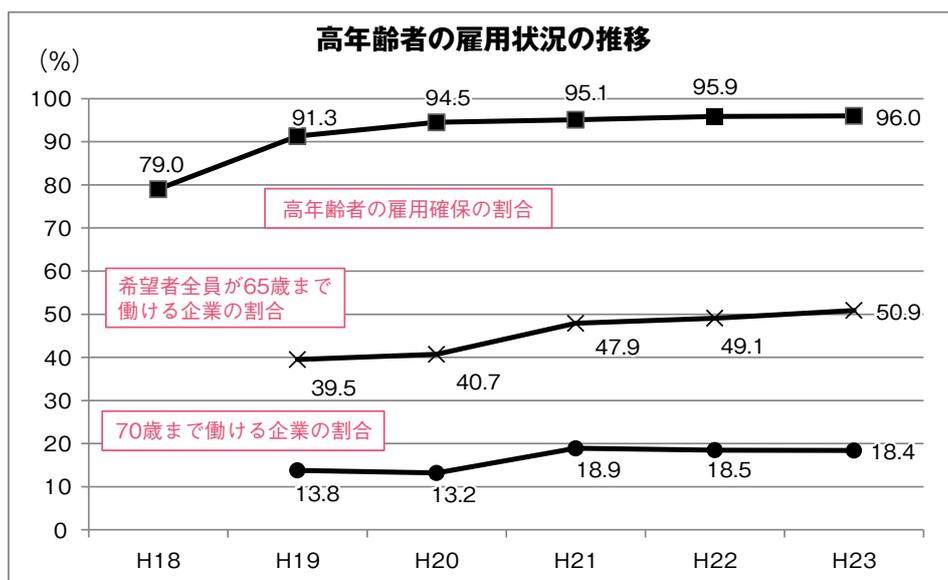
高年齢者を64歳まで雇用するための雇用確保措置を実施している企業の割合は**96.0%**（2,560社、前年比0.1ポイント上昇）となっています。企業規模別では、301人以上規模の企業では99.6%（263社、前年比0.4ポイントの上昇）、51人～300人規模の企業では96.9%（1,429社、同0.1ポイントの低下）、31人～50人規模の企業では93.5%（868社、同0.3ポイントの上昇）となっています。

2 「希望者全員が65歳まで働ける企業」の状況

希望者全員が65歳まで働ける企業の割合は**50.9%**（1,358社、前年比1.8ポイントの上昇）となり、初めて50%を超えました。企業規模別では301人以上規模の企業では31.4%（83社、同0.9%ポイントの低下）、51人～300人規模の企業では48.3%（712社、同2.3ポイントの上昇）、31人～50人規模の企業では60.7%（563社、同1.5ポイントの上昇）となっており、企業規模が小さいほど取組が進んでいます。

3 「70歳まで働ける企業」の状況

「70歳まで働ける企業」の割合は**18.4%**（490社、前年比0.1ポイントの低下）となっています。企業規模別では301人以上規模の企業では18.6%（49社、同0.5ポイントの上昇）、31人～300人規模の企業では18.4%（441社、同0.2ポイントの低下）となっています。



(注) 平成20年までは常用労働者数51人以上規模の企業の状況、平成21年からは31人以上規模の企業の状況。

お問い合わせ先

京都労働局職業対策課 ☎075-275-5424



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



平成23年度第2回障害者就職面接会



主催 京都労働局・ハローワーク・京都障害者職業相談室
京都府・京都障害者職業センター

日時 平成24年2月14日(火)

応募者受付開始 11:00～
企業受付開始 12:00～
面接開始 12:30～
面接受付終了 15:00
面接会終了 17:00

※面接受付状況により14:00で受付を終了する事業所もあります。

開催規模 求人企業 48社 参加求職者 400名程度

会場 国立京都国際会館「イベントホール」
京都市左京区宝ヶ池

- 地下鉄烏丸線「国際会館」駅から徒歩約5分
地下鉄烏丸線「国際会館」駅の改札から地下通路を通り
出入口4-2をご利用ください。

お問い合わせ先

ハローワーク西陣 ☎075-451-8609
園部出張所 ☎0771-62-0246
ハローワーク京都七条 ☎075-341-8609
京都障害者職業相談室 ☎075-341-2626
ハローワーク伏見 ☎075-602-8609
ハローワーク宇治 ☎0774-20-8609
ハローワーク田辺 ☎0774-65-8609
木津出張所 ☎0774-73-8609

働く人の暮らしを
守る制度です。

京都府

最低賃金 が改定されました。

751 円

時間額

[発効日] 平成23年10月16日

※特定の産業には特定(産業別)
最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき
国が賃金の最低額を定め、使用者は、その
最低賃金額以上の賃金を支払わなければ
ならないとする制度です。

ウェブで最低賃金が
チェックできます。

最低賃金制度

検索

厚生労働省
ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイトアドレス

<http://www.saiteichingin.info/>



 厚生労働省

最低賃金に関するお問い合わせは京都労働局または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



京都府の最低賃金一覧表

京都府最低賃金
(平成 23 年 10 月 16 日発効)

時間額 751 円

産業別最低賃金

最低賃金の件名	時間額(円)	発効日	なお、下記の者は[京都府最低賃金]が適用されます。
印刷業	765	22.12.18	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者 ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 ・手作業による印刷物の運搬、整理、選別、包装、はさみ込み、荷札付け、袋貼り、封筒入れ又は帯封の業務に主として従事する者
金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業(粉末冶金製品製造業を除く)	829	23.12.18	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務に主として従事する者 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務に主として従事する者 ・塗装若しくはメッキにおけるマスクング又は防さび処理の業務に主として従事する者 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務に主として従事する者
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業(建設用クレーン製造業に限る)	822	20.12.21	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	825	23.12.18	
輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 〔輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く。建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る〕	834	23.12.18	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務に主として従事する者 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務に主として従事する者 ・塗装若しくはメッキにおけるマスクング又は防さび処理の業務に主として従事する者 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務に主として従事する者 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務に主として従事する者
各種商品小売業 〔衣・食・住にわたる商品を一括して一事業所で小売りする事業所〕	776	23.12.18	
自動車(新車)小売業	754	23.12.18	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者(ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者) ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 ・洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務に主として従事する者 ・受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務に主として従事する者

自動車小売業

〔中古車、自動車部分品・附属品小売業〕

時間額については、京都府最低賃金が適用になります。ただし、日給制の労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。

1. 京都府最低賃金は、京都府内の事業場で働くすべての労働者(パートタイマー、アルバイト等を含む。)と労働者を一人で使用しているすべての使用者に適用されます。
2. 支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は外します。

○詳しくは京都労働局 労働基準部 賃金室(☎075-241-3215、FAX 075-241-3222)

又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

必ずチェック 最低賃金!
使用者も、労働者も。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



京都労働局のHPがリニューアル

平成23年7月1日から
リニューアルし、
より見やすくなりました。

京都労働局

検索



事業主の皆さまへ

平成24年 経済センサス 活動調査

平成24年2月1日現在で、経済センサス-活動調査を実施します。

- 支社等のない事業所等には、調査員が直接伺い、調査票を配布、回収します。
- 支社等を有する企業等には、国、都道府県及び市が、民間事業者を通じて本社等に調査票を郵送し、インターネット又は郵送で回答していただきます。

「経済の国勢調査」です。全国すべての企業・すべての事業所が対象です。

==== 調査票は平成24年1月末日までにお届けします。2月1日以降に提出をお願いします。====

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査票に記入して提出する義務があります。
- 提出された内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

経済センサス

検索

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村 <http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>

最近の雇用失業情勢

京都局の求人・求職・求人倍率の状況 (パートを含む原数値 ※有効求人倍率は季調値)

